



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

1253	庁内LAN基盤構築・運用保守委託及び通信機器等賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(情報政策課).....	1
*1254	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定	(環境管理課).....	4
1255	航空機騒音に係る環境基準の地域類型の指定	(").....	5
1256	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	5
1257	指定障害福祉サービス事業者の指定	(").....	5
1258	"	(").....	6
1259	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効	(薬務課).....	6
1260	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	6
1261	保安林の指定予定の通知	(").....	7
1262	保安林の指定施業要件の変更	(").....	7
1263	道路の区域変更	(道路保全課).....	7
1264	道路の供用開始	(").....	8

○ 選挙管理委員会告示

*94	平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部改正	8
-----	---	-------	---

○ 公告

入札公告	(情報政策課).....	12
------	--------------	----

告 示

和歌山県告示第1253号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、庁内LAN基盤構築・運用保守委託及び通信機器等賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成26年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

庁内LAN基盤構築・運用保守委託及び通信機器等賃貸借

(2) 契約期間

契約締結日から平成32年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員（代表者を含む。以下同じ。）のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 過去5か年の間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者がこの要件を満たす者であること。

(3) 全省庁統一資格において、平成26年度に「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」のいずれかにおいてAの等級に格付けされている者のうち、「物品の製造」及び「物品の販売」にあっては一般・産業用機器類、電気・通信用機器類、電子計算機類又は精密機器類のいずれかを有する者であり、「役務の提供等」にあっては情報処理、ソフトウェア開発又は賃貸借のいずれかを有する者又はこれと同等の者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者がこの要件を満たす者であること。

(4) 次のア、イ又はウのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあっては、上記の技術者が、構成員のいずれかに属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者

イ 経済産業大臣から次のいずれかの情報処理試験の合格認定を受けている者

(ア) システム監査技術者

(イ) プロジェクトマネージャ

(ウ) ネットワークスペシャリスト

(エ) テクニカルエンジニア（ネットワーク、システム管理又は情報セキュリティ）

(オ) ITサービスマネージャ

(カ) システム運用管理エンジニア

(キ) 情報セキュリティスペシャリスト

ウ 一般財団法人日本規格協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者

(5) ISMS（JIS Q 27001:2006（ISO/IEC 27001:2005）又はJIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者がこの要件を満たす者であること。

(6) 和歌山県が示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからサまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあっては、登記事項証明書

キ 個人にあっては、住民票

ク 印鑑証明書

ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

サ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

シ 2の（2）に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

ス 2の（3）に掲げる資格等を有することを証明する書類の写し

セ 2の（4）に掲げる担当技術者の該当する資格等を証明する書類の写し

ソ 2の（5）に掲げる認証を取得していることを証明する書類の写し

タ 作業実施計画書

チ コンソーシアムにあつては、コンソーシアム協定書の写し

(2) 前項各号に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）1システム分析・開発」、「（大分類）6情報処理（小分類）2システム運用・保守」及び「（大分類）6情報処理（小分類）5ハードウェア保守」のいずれかに記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからサまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) のアからオまで及びタに掲げる申請書類については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成26年10月10日（金）から同月27日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成26年10月20日（月）午前9時から同月24日（金）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成26年10月21日（火）から同月27日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、入札参加資格審査申請書類は、持参又は郵送によるものとし、郵送にあつては平成26年10月27日（月）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2401

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成26年11月6日（木）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあつては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成26年11月11日（火）午後5時30分までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成26年11月17日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1254号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、別表水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）別表2の1（1）イに掲げる類型をいう。）を同表該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域の該当類型に係る基準値の達成期間を同表達成期間の欄に掲げるとおり定める。

平成26年10月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

別表

水域の名称	水 域	該当類型	達成期間	備考
貴志川水域	貴志川（小川橋から上流の水域）	生物A	直ちに達成	
	貴志川（紀の川合流点から小川橋までの水域）	生物B	直ちに達成	
有田川水域	有田川（二川ダムから上流の水域）	生物A	直ちに達成	
	有田川（安諦橋から二川ダムまでの水域）	生物B	直ちに達成	
日高川水域	日高川（椿山ダムから上流の水域）	生物A	直ちに達成	
	日高川（天田橋から椿山ダムまでの水域）	生物B	直ちに達成	
富田川水域	富田川（滝尻橋から上流の水域）	生物A	直ちに達成	
	富田川（河口から滝尻橋までの水域）	生物B	直ちに達成	
日置川水域	日置川（殿山ダムから上流の水域）	生物A	直ちに達成	
	日置川（日置川大橋及び日置川小橋から殿山ダムまでの水域）	生物B	直ちに達成	
橋本川水域	橋本川（全域）	生物B	直ちに達成	
南部川水域	南部川（南部大橋から上流の水域）	生物B	直ちに達成	
左会津川水域	左会津川（田辺大橋から上流の水域）	生物B	直ちに達成	
古座川水域	古座川（高瀬橋から上流の水域）	生物A	直ちに達成	
	古座川（古座大橋から高瀬橋までの水域）	生物B	直ちに達成	

太田川水域	太田川(旭橋から上流の水域)	生物B	直ちに達成	
二河川水域	二河川(JR紀勢本線二河川橋梁から上流の水域)	生物B	直ちに達成	
那智川水域	那智川(JR紀勢本線那智川橋梁から上流の水域)	生物B	直ちに達成	
熊野川水域	熊野川(高田川合流点から上流の水域のうち、和歌山県の区域に属する水域)	生物A	直ちに達成	
	熊野川(河口から高田川合流点までの水域のうち、和歌山県の区域に属する水域)	生物B	直ちに達成	
北山川水域	北山川(和歌山県の区域に属する水域)	生物A	直ちに達成	

和歌山県告示第1255号

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定により、航空機騒音に係る環境基準について(昭和48年環境庁告示第154号)第1の1に規定する地域の類型を当てはめる地域を次のとおり定める。

なお、「別図」は、省略し、その関係図面は和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び白浜町役場に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成26年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

地域の類型	地域の類型を当てはめる地域
I	別図の実線で囲まれた地域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
II	別図の実線で囲まれた地域(南紀白浜空港の敷地を除く。)のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び同号に規定する用途地域の定められていない地域

和歌山県告示第1256号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成26年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012520197	みはまヘルパーステーション	東牟婁郡串本町西向1480-56	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	有限会社みはま介護センター	三重県南牟婁御浜町下市木3731-2	平成26.8.20

和歌山県告示第1257号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成26年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日

3011700 709	すみれ障害福祉 サービス事業所	紀の川市上田井 1083-1	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	株式会社ケア パートナーズ	紀の川市東大井 77番地	平成 26.9.1
----------------	--------------------	-------------------	----------------	------	------------------	-----------------	--------------

和歌山県告示第1258号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成26年10月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3011800 319	ヘルパーステー ション金池	岩出市金池15-7	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	有限会社満井 メディカル	岩出市紀泉台52 0	平成 26.10.1
3011500 232	訪問介護事業所 あおば	有田市宮崎町29 3番地1	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	株式会社あお ば	有田市宮崎町29 3番地1	平成 26.10.1

和歌山県告示第1259号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成26年10月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 失効する知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「Black Eyes POWDER 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER FLARE HI SPEED CHARGE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER FLARE HYPER HEAVY CHARGE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「Dutch Skunk 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「Pakalolo BlueBerry Kush 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 失効理由

当該知事監視製品が薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に規定する指定薬物に該当するに至ったため

3 失効年月日

平成26年10月10日

和歌山県告示第1260号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成26年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市上屋敷二丁目119の1、119の34、119の36
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1261号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市南檜杖字瀧下シ527の1、527の12
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字瀧下シ527の1・527の12（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1262号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局地域振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年10月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町添野川字平井川東平山1649番1地先から同町添野川字平井川東平山1650番1地先まで	旧	4.89 } 7.84	310.00	
同上	新	4.89 } 29.30	310.00	

和歌山県告示第1264号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年10月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町添野川字平井川東平山1649番1地先から同町添野川字平井川東平山1650番1地先まで

供用開始の期日 平成26年10月10日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第94号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年10月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

表中

海南市野上新615番地5	海南市野上新児童会館	を
海南市野上新615番地5	野上新児童会館	に、
海南市野上中575番地1 海南市冷水325番地31	海南市立野上中集会所 海南市立冷水集会所	を

「 海南市野上中575番地1 海南市冷水325番地31	野上中集会所 冷水集会所	に、
「 海南市沖野々443番地5	海南市住民センター	を
「 海南市沖野々443番地5	住民センター	に、
「 海南市黒江1番地442	海南市室山地区集会所	を
「 海南市黒江1番地442	室山地区集会所	に、
「 海南市阪井274番地 海南市日方1273番地19 海南市鳥居71番地1 海南市名高539番地19 海南市ひや水162番地1	海南市巽コミュニティセンター 海南市新浜地区集会所 海南市内海東部地区集会所 海南市駅前地区集会所 海南市ひや水地区集会所	を
「 海南市阪井274番地 海南市日方1273番地19 海南市鳥居71番地1 海南市名高539番地19 海南市ひや水162番地1	巽コミュニティセンター 新浜地区集会所 内海東部地区集会所 駅前地区集会所 ひや水地区集会所	に、
「 海南市重根440番地5	重根西部地区集会所	を
「 海南市重根440番地5 海南市船尾222番地21	重根西部地区集会所 黒江防災コミュニティセンター	に、
「 田辺市中万呂417番地の6	田辺市紀洋団地古戸集会所	を
「 田辺市中万呂417番地の6	田辺市古戸会館	に、
「 田辺市龍神村安井253番地の1 田辺市龍神村廣井原617番地の2	田辺市知枹へき地集会所 田辺市上廣井原集会所	を
「 田辺市龍神村安井253番地の1	田辺市知枹へき地集会所	に、

新宮市井の沢1126番地の20 新宮市神倉一丁目1528番地の5	新宮市井の沢隣保館 新宮市老人憩いの家「神倉」	を
新宮市井の沢1126番地の20	新宮市井の沢隣保館	に、
新宮市佐野一丁目159番地の3 新宮市高田235番地の1	新宮市佐野会館 新宮市口高田会館	を
新宮市佐野一丁目159番地の3	新宮市佐野会館	に、
新宮市新宮4643番地の117 新宮市蓬莱一丁目7415番地	新宮市松山教育集会所 新宮市老人憩いの家「不老閣」	を
新宮市新宮4643番地の117	新宮市松山教育集会所	に、
新宮市南桜杖210番地の3	新宮市南桜杖会館	を
新宮市南桜杖210番地の3 新宮市熊野川町西敷屋999番地	新宮市南桜杖会館 新宮市敷屋中央会館	に、
新宮市蜂伏129番地 新宮市熊野川町能城山本93番地の1 新宮市熊野川町宮井238番地の1 新宮市熊野川町滝本417番地の1	新宮市蜂伏会館 新宮市能城集会所 新宮市音川集会所 新宮市滝本集会所	を
新宮市蜂伏129番地	新宮市蜂伏会館	に、
紀の川市下井坂18番地	西井阪児童館	を
紀の川市下井坂18番地	西井阪児童館	に、
紀の川市北涌489番地 紀の川市名手市場1289番地1	麻生津児童館 紀の川市子ども会館	を
紀の川市北涌489番地	麻生津児童館	に、

「 紀の川市貴志川町丸栖270番地5 」	丸栖西児童館	」 を
「 紀の川市貴志川町丸栖270番地5 」	丸栖西自治会館	」 に、
「 海草郡紀美野町鎌滝636番地 伊都郡かつらぎ町大字滝231番地の2 」	紀美野町自然体験世代交流センター 四郷児童館	」 を
「 海草郡紀美野町鎌滝636番地 」	紀美野町自然体験世代交流センター	」 に、
「 伊都郡かつらぎ町大字笠田東353番地の1 」	笠田東町民会館	」 を
「 伊都郡かつらぎ町大字笠田東353番地の1 」	笠田東児童館	」 に、
「 伊都郡かつらぎ町大字中飯降1448番地の1 」	中飯降住民会館	」 を
「 伊都郡かつらぎ町大字中飯降1448番地の1 」	中降飯地域交流センター	」 に、
「 伊都郡かつらぎ町大字東洪田667番地の1 伊都郡かつらぎ町大字佐野550番地の1 伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町459番地の1 」	平沼田中央会館 佐野住民会館 丁ノ町会館	」 を
「 伊都郡かつらぎ町大字東洪田667番地の1 伊都郡かつらぎ町大字佐野550番地の1 伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町459番地の1 」	河南地域交流センター 笠田公民館佐野分館 丁ノ町地域交流センター	」 に、
「 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬548番地 」	花園集会所	」 を
「 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬548番地 伊都郡かつらぎ町大字下天野930番地 伊都郡かつらぎ町大字三谷1650番地 伊都郡かつらぎ町大字広口1197番地 」	花園集会所 (旧)天野小学校 (旧)三谷小学校 四郷地域交流センター (ともがき)	」 に、
「 有田郡湯浅町大字湯浅2435番地1 」	有田郡民体育館	」 を
「 有田郡湯浅町大字湯浅2435番地1 」	湯浅スポーツセンター	」 に、

東牟婁郡古座川町小川774番地1	小川総合センター	を
東牟婁郡古座川町小川774番地1 東牟婁郡古座川町下露441番地	小川総合センター 旧七川小学校	に、
東牟婁郡串本町姫27番地	旧養春小学校	を
東牟婁郡串本町姫27番地 東牟婁郡串本町二色360番地	旧養春小学校 旧錦富小学校	に

改める。

公 告

入 札 公 告

庁内LAN基盤構築・運用保守委託及び通信機器等賃貸借に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成26年10月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成26年度から平成31年度まで

(2) 業務の名称

庁内LAN基盤構築・運用保守委託及び通信機器等賃貸借

(3) 業務の内容

和歌山県の全ての庁舎に係るLANの構築、運用保守及び必要な機器等の賃貸借

(4) 業務担当部局

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(5) 業務の期間

契約締結日から平成32年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成26年和歌山県告示第1253号で定めた庁内LAN基盤構築・運用保守委託及び通信機器等賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(2) 期間

平成26年10月10日（金）から同年11月19日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和

歌山県条例第39号) 第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)と同じ。

(2) 期間

3の(2)と同じ。

(3) (1) 及び (2) により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成26年10月20日（月）午前9時から同月24日（金）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

イ 入札日時

平成26年11月20日（木）午前11時から

ウ 開札場所

アと同じ。

エ 開札日時

イと同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成26年11月20日（木）午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができ

るときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2401

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction, operation, maintenance and lease of Wakayama Prefectural local area network system

- (2) Date and time for tender :

11:00 a.m. 20 November 2014 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 20 November 2014)

- (3) Contact point for the notice :

Information and Communication Policy Division, Wakayama Prefectural Government

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2401

FAX 073-428-1136

e-mail e0204001@pref.wakayama.lg.jp